

優良体育施設用具・用品等の「推薦」に関する要綱

(公財)日本学校体育研究連合会

平成 27 年 11 月 11 日

評議員会 制定 決議

平成 27 年 12 月 11 日

理事会 変更 決議

平成 29 年 4 月 10 日

理事会 変更 決議

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人 日本学校体育研究連合会（以下「本会」という）
定款 第 4 条第 1 項第 6 号に定める「優良体育施設用具・用品等（以下「優良体育用品等」という）の推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦の申請)

第 2 条 「体育用品等」について、本会の推薦を受けようとする者（以下「申請者」という）は、優良体育用品等推薦申請書（第 1 号様式）に当該体育用品等の現物及び説明資料を添えて、本会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

(審査料の徴収)

第 3 条 優良体育用品等の推薦の審査料を 1 件につき 20 万円を徴収する。
但し、「法人賛助会員に関する規程の細則」に定める会員種別の「特別賛助会員（特 A）」及び「賛助会員 A」並びに「B 会員」は当分の間、免除する。

- 2 前項の審査料は、申請の際納付するものとする。
- 3 優良体育用品等の審査において、特別の調査研究を必要とするものについては、その調査研究に要した経費の実費をその都度申請者が負担する。
- 4 一旦納入した第 1 項の審査料及び前項の実費は返還しない。

(推薦の審査及び決定)

第4条 推薦の申請のあった体育用品等は、本会内に置く優良体育用品等推薦審査委員会（以下「推薦審査委員会」という）において審査し、会長が決定する。

- 2 前項の推薦審査委員会における審査は、当該体育用品等が次の各号に掲げる条件に適合するかどうかについて行う。
 - (1) 学校体育の充実発展に役立つものであること
 - (2) 原料の調達、製造設備、製造技術等が信頼されるものであること。
 - (3) 使用者の心身の健康、安全並びに発育・発達に貢献するものであること。
 - (4) 自然環境にやさしいものであること。
 - (5) 企業等としての信頼が厚く、用品等の供給も安定的であること。
 - (6) 価格が妥当であること。

(推薦の通知等)

第5条 会長は、優良体育用品等として適切と認め、推薦を決定したときは、申請者に対し、優良体育用品推薦決定通知書（第2号様式）によりこの旨を通知する。

2 申請者は、前項の通知を受けたとき、その通知を受けた日から起算して7日以内に推薦料1件につき30万円を会長に納付しなければならない。

但し、「法人賛助会員に関する規程の細則」に定める会員種別の「特別賛助会員（特A）」及び「賛助会員A」並びに「B会員」は当分の間、免除する。

3 会長は、申請者が前項の規定に基づく推薦料を納付しないときは、当該優良体育用品等について推薦を取り消すものとする。

(推薦状の交付等)

第6条 申請者が前条第2項の推薦料を納付したときは、会長は、「推薦証兼推薦名義使用許可書」（第3号様式）を交付し、推薦決定の旨を本連合会ホームページに公示する。

2 推薦証の交付を受けた者が、その写し等を作成し公表しようとするとき、または推薦の名義を使用するときは会長にその旨を通知し、当該写しまたは名義使用の現物等を提出しなければならない。

(推薦の有効期間、更新)

第7条 推薦の有効期間は、2年間とする。

(有効期間開始日は10月1日とし、終了日は翌々年の9月30日とする。中途開始の場合は、有効期間が5か月以上の場合、「賛助会員に関する規程の細則、第6項」に定めた推薦料、審査料を月割り額とし、5か月未満の場合は、次の「推薦」年度への「推薦」継続を条件として無償とする。)

2 「推薦」の更新は、更新申請書の提出に基づき、本「要綱」第4条の定めにより審査・決定する。「更新審査料」は10万円とし、「推薦料」は30万円とする。(緑文字追記)

但し、「特別賛助会員（特A）」及び「賛助会員A」は当分の間、無償とし、「B会員」は、最初の更新時のみ無償とする。

(再審査並びに推薦の取消し)

第8条 推薦のあった優良体育用品等については、必要に応じ再審査を行うものとする。

この場合において、当該優良体育用品が本要綱第4条第2項に規定する条件に適合しなくなったと判定されたときは、会長は推薦を取消し、この旨、本会ホームページに公示する。

2 前項の規定により、優良体育用品等の推薦を取り消されたときは、直ちに当該優良体育用品等の推薦証を会長に返納しなければならない。

(事故にともなう賠償責任)

第9条 この要綱に基づいて推薦が決定した優良体育用品等の使用により、第三者が損害を被ったときは、申請者がその賠償の責に任ずるものとし、本会はその責に任じない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、優良体育用品等の推薦に関し、必要な事項は会長が理事会の決議を経て定める。

附則

- 1 この要綱の改廃については、理事会において行う。
- 2 「財団法人 日本学校体育研究連合会体育用品推薦要綱」(平成10年9月10日制定)は、平成27年11月11日に廃止する。
- 3 この要綱は、理事会決議に基づき、平成27年12月11日から第6条及び第7条の文言を一部変更。
- 4 この要綱は、理事会決議に基づき、平成29年4月10日から第4条第2項(3)及び第6条第1項及び第7条第2項に文言一部追記。